

高齢者や障害者を災害から守るためのしくみが始まります！

# 福智町災害時要援護者避難支援制度

申請・問い合わせ先 閩役場総務課 庶務係 ☎ 22-0555

## 1. 制度の目的

集中豪雨や地震、火災などの災害が発生した場合に、要援護者（障害者や一人暮らしの高齢者など、自力で避難することが困難な人）を支援する体制を整備します。その目的は、行政を中心に消防団、民生・児童委員、地域の人たちの連携のもと、皆さんがお互いに協力して助け合う「共助」によって、災害時に要援護者が安心して暮らすことができる地域づくりをめざすものです。

## 2. 制度のしくみ

この制度では、災害時要援護者（災害時に支援を必要とする人）が、支援者（家族や近所に住む、災害時に支援をしてくれる人3人程度）の同意を得て、要援護者と支援者の双方を町が管理する台帳に登録します。作成された台帳は毎年更新を行い、民生・児童委員、消防団幹部、行政区役員などに情報を提供し、災害が発生したときの支援活動や地域の見守りに役立てていきます。

## 3. 制度の対象となる災害時要援護者

- ①身体障害者 ▶ 4級以上の視覚障害・心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・小腸機能障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、3級以上の聴覚障害・肢体不自由・ぼうこうまたは直腸の機能障害
  - ②知的障害者 ▶ A判定以上
  - ③精神障害者 ▶ 1級以上
  - ④65歳以上の高齢者 ▶ ひとり暮らし・寝たきり・認知症・要介護認定者など
  - ⑤その他介護を必要とする人
- ※詳しくはお問い合わせください

## 4. 台帳登録とその利用

台帳への登録は、皆さんからの登録申請に基づき作成され、台帳は町の責任で管理します。申請者の個人情報は、町を經由して支援者や防災関係機関に提供することになりますので、登録にあたっては本人の同意が必要です。なお、この情報は、要援護者支援の目的のみに利用されます。

### 【注意事項】

- 登録台帳には個人情報に掲載されますので、情報を提供してもよいというご本人の同意が必要です。
- 災害時要支援者は、地域支援等のボランティア精神に基づき支援を受けるものであるため、登録台帳への登録によって、災害時等の支援が保証されるものではありません。災害の状況により、希望される支援が受けられない事も考えられます。
- 地域支援者は、災害時要救援者の避難誘導等に関して、決してその責任が問われるものではありません。
- 災害はいつ、どのような形で起きるか分かりません。日頃からの備えが大切ですので、普段から自分の身は自分で守るということに心がけてください。
- 災害時に地域の助け合いをスムーズに行うために、日頃から周囲の方と積極的にコミュニケーションをとるように心がけましょう。



▼スクラサク——受験生にとつて、これほど嬉しい知らせはないだろう。今では、携帯電話をはじめ各種の通信方法により、瞬時に情報の受発信が可能であるが、40年以上前の情報伝達手段は、電報に頼るところ大であった。一日千秋の思いで合格発表を待ち、可否を知らせる電報を受け取った時の緊張感、何とも言い表し難いものである。それにしても、合格したことを桜の開花にたとえて表現する発想は、日本の風土からか生まれてこないのではないかと思う。まさに、詩歌のこころを育んできた歴史の重みが伝わってくる表現だと言えよう▼ところで、受験勉強については、さまざまな見方がなされており、必ずしも肯定的な意見ばかりではないようである。否定的な考え方の主流は、受験勉強そのものが希望校に合格するための手段に過ぎず、その後の人生にあまり役に立たないというものである。確かに、そうした一面もあるかもしれないが、集中してただひたすらに頑張るといふ時期を経験することは、とても大切なことではないかと思っている。私ごとで恐縮だが、受験勉強を通して、忍耐力と根気を身に付けることができたと思っている。苦しい場面に出合っても、あの時頑張れたんだからという自信めいたものが後押しをしてくれたことは、数え切れないほどである▼受験生のみならず、スクラサクを睽かせると同時に、自分を成長させてくれる何かを身に付けてほしいと願っている。

浦田 弘二